

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和5年2月28日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	67 トン	44 トン
		110 トン	67 トン	43 トン
3	クリーム	53 トン	53 トン	0 トン
		43 トン	44 トン	超過済
4	粉乳類	39,597 トン	16,287 トン	23,310 トン
		32,077 トン	13,767 トン	18,310 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	935 トン	1,605 トン
		2,537 トン	935 トン	1,602 トン
6	加糖れん乳	354 トン	26 トン	328 トン
		254 トン	26 トン	228 トン
7	ヨーグルト	13 トン	13 トン	超過済
		13 トン	13 トン	超過済
8	バターミルク	17 トン	15 トン	2 トン
		17 トン	15 トン	2 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	45,720 トン	7,204 トン
		39,555 トン	37,651 トン	1,904 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	6,694 トン	5,961 トン
		9,577 トン	3,237 トン	6,340 トン
11	バター	22,803 トン	9,357 トン	13,446 トン
		19,998 トン	8,510 トン	11,488 トン
12	豆類	80,402 トン	73,874 トン	6,528 トン
		32,815 トン	37,950 トン	超過済
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	4,547,427 トン	1,000,285 トン
		4,396,456 トン	4,179,702 トン	216,754 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	1,148,807 トン	78,289 トン
		226,552 トン	171,878 トン	54,674 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	534,799 トン	172,168 トン
		706,467 トン	534,799 トン	171,668 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	2,153 トン	1,609 トン
		3,603 トン	2,009 トン	1,594 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	9,077 トン	1,431 トン
		8,752 トン	7,343 トン	1,409 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	124,637 トン	39,709 トン
		163,917 トン	124,484 トン	39,433 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	16,179 トン	3,227 トン
		2,312 トン	5,411 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,496 トン	1,446 トン	50 トン
		1,308 トン	1,191 トン	117 トン
20	イヌリン	2,774 トン	2,503 トン	271 トン
		72 トン	46 トン	26 トン
21	落花生	33,564 トン	29,741 トン	3,823 トン
		20,641 トン	16,382 トン	4,259 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	173 トン	超過済
		156 トン	173 トン	超過済
23	ミルク調製品	10,039 トン	5,034 トン	5,005 トン
		4,838 トン	1,014 トン	3,824 トン
24	でん粉調製品	287 トン	348 トン	超過済
		279 トン	309 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	3,033 トン	1,937 トン
		2,577 トン	1,296 トン	1,281 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	11,532 トン	7,461 トン
		2,264 トン	1,525 トン	739 トン
28	繭	4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
		4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
29	生糸	260 トン	177 トン	83 トン
		260 トン	177 トン	83 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。